# 重要事項説明書

株式会社ニチイケアパレス

ニチイホーム 三鷹Ⅱ番館

TEL: 0422-70-0031

# 有料老人ホーム重要事項説明書

施設名	ニチイホーム 三鷹Ⅱ番館						
定員・室数	65 人 - 65 室						

## 有料老人ホームの類型・表示事項

類   型	介護付(一般型)
サ付登録の有無	無
居住の権利形態	利用権方式
利用料の支払方式	選択方式
入 居 時 の 要 件	混合型(自立含む)
介護保険の利用	特定施設入居者生活介護(一般型)
居 室 区 分	定員1人
介護に関わる職員体制	2.5:1以上

## 1 事業主体

					法 人 等	の種別		Ė	営利法	人				
名	名			称	フリカ゛ナ		カフ	゛シキカ゛イシャニ	チイケアハ	゜レス				
					名 称		株式会	会社ニチィ	゚ケア゚	パレス				
<del>}</del> 4	トスコ	事務所	の能を	는 4h	〒 1	01-0062								
土. /	<i>⊂</i> ⊘ =	事 伤 川	V 7 7 1	土地		東京都千代田区神田駿河台四丁目6番地								
連				先	電 話	話 番 号 03-5834-5200								
)		<b></b>		兀	ファックス番号 03-3253-3142					3142				
ホ	_	۸ ^	°, –	ジ	https://w	ww.nichii-care	epalace.co.jp							
代	表	者職	战 氏	名	役職名	代表取締役		氏名	秋山	幸男				
設	立	年	月	日		昭和39年6月22日								
主	な	事	業	等	特定	有料老人ホーム、高齢者用住宅の経営並びに運営 特定施設入居者生活介護事業、介護予防特定施設入居者生活介護事業								

# 事業主体が東京都内で実施する介護保険制度による指定介護サービス

1 7 (2 三 1 1 1 7 1 2 3 1 日 1 1 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2		1/2CT 0. 0.1H/C/1HX/	
介護サービスの種類	箇所数	主な事業所の名称	所在地
<居宅サービス>			
訪問介護	1	ニチイライフケア柴又ヘルパーステーション	葛飾区7-13-8
訪問入浴介護	なし		
訪問看護	1	ニチイライフケア柴又ナースステーション	葛飾区7-13-8
訪問リハビリテーション	なし		
居宅療養管理指導	なし		
通所介護	なし		
通所リハビリテーション	なし		
短期入所生活介護	なし		
短期入所療養介護	なし		
特定施設入居者生活介護	44	ニチイホーム 立川	立川市錦町5-13-24
福祉用具貸与	なし		
特定福祉用具販売	なし		

<地域密着型サービス>			
定期巡回・随時訪問介護・看護	なし		
夜間対応型訪問介護	なし		
地域密着型通所介護	なし		
認知症対応型通所介護	なし		
小規模多機能型居宅介護	なし		
認知症対応型共同生活介護	なし		
地域密着型特定施設入居者生活介護	なし		
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	なし		
複合型サービス (看護小規模多機能型居宅介護)	なし		
居宅介護支援	なし		
<居宅介護予防サービス>			
介護予防訪問入浴介護	なし		
介護予防訪問看護	1	ニチイライフケア柴又ナースステーション	葛飾区7-13-8
介護予防訪問リハビリテーション	なし		
介護予防居宅療養管理指導	なし		
介護予防通所リハビリテーション	なし		
介護予防短期入所生活介護	なし		
介護予防短期入所療養介護	なし		
介護予防特定施設入居者生活介護	44	ニチイホーム 立川	立川市錦町5-13-24
介護予防福祉用具貸与	なし		
介護予防特定福祉用具販売	なし		
<地域密着型介護予防サービス)	>		
介護予防認知症対応型通所介護	なし		
介護予防小規模多機能型居宅介護	なし		
介護予防認知症対応型共同生活介護	なし		
介護予防支援	なし		
<介護保険施設>			
介護老人福祉施設	なし		
介護老人保健施設	なし		
介護療養型医療施設	なし		
介護医療院	なし		

## 2 事業所概要

名		称	フリカ゛	` †			_	チイホーム ミタ	オカニハ゛ン	カン			
70		الرال	名	称			ニチ・	イホーム	三鷹	Ⅱ番鼠	官		
所	在	地	Ŧ	181-	0005								
121	714	715				Ţ	東京都三	鷹市中原	2-10-	1			
連	絡	先	電言	活 番	号号			04:	22–70-	-0031			
连	水口	ノレ	ファ:	ックフ	《番号			04	22–70-	-0032			
ホ	- Д ~ -	ジ	https:/	/www.i	nichii-ca	repalac	e.co.jp						
介言	護保険事業所	番号					第13	73601473	号				
管	理 者 職 氏	名	役職	名 <b>ホ</b> -	ーム長	(管理者	ή)	氏名	内田	健-	一郎		
事	業開始年月	月日		-			平	成 19 年	10 月	29	日		
届	出 年 月	日		平成 18年 10月 20日									
届日	出上の開設年	月日		平成 19年 10月 29日									
<b>⊬+.</b> r	5歩凯ュロ老4年	<b>△</b> =#	新規指	定年月	月日(初	回)	平	成 19 年	F 11 .	月 1	日		
特別 	定施設入居者生活	』で 護	指定の	有効其	阴間		令	和 13 年	- 10 月	31	日ま	で	
介部			新規指	定年月	日(初	回)	平	成 19 年	F 11 .	月 1	日		
	它施設入居者生活	介護	指定の	有効其	明間		令	和 13 年	: 10 月	31	日ま	で	
<del></del> .		,	▼ 京王線「仙川」駅より徒歩18分(1.4km)										
<del>事</del>	業 所 へ の	セス		: 1ЩЛ	リ駅よ	り徒歩	18分(1.	4KM)					
施討	设・設備等の状況												
旉	h	地	権利	形態	_		抵当権	なし					
方	X.	116	面	積	1351	. 3 m²							
			権利形態 賃貸借 抵当権 なし										
			延床	面積	2364.	99 m²	うち	5有料老/	人ホー	ム分	2364. 99	m²	
			竣]	二日			平	成 19 年	F 6 月	14	日		
葅	<u> </u>	物	ret.	数				地上	4	階	地下	_	階
			階	奴	うち有	料老人	ホーム分	地上	4	階	地下	_	階
			構造	耐	火建築	物	建築物用	用途区分		有	料老人オ	ィーム	
			併設加	拉設等	なし		(						)
但	賃貸借契約の概	₩	建物	萝	契約期間	j	平成19年	F8月1日	~	_	令和194	₹7月3	1日
戶	貝目矢がり帆	女	上 注 1/2		自動更新	î あ	Ŋ						
			階	定員	室数				面積	į			
			1階	1人	6		15. 60	) m²	^	,	15. 60	m²	
	<u> </u>	室	2階	1人	23		15. 60	) m²	^		15. 60	m²	
	居	主	3階	1人	25		15. 60	) m²	^		15. 60	m²	
			4階	1人	11		15. 60	) m²	^	······································	18. 00	m²	
								m²	~	······································		m²	
			階	定員	室数				面積	ĺ			
-	一時介護	室						m²	~	,		m²	
								m²	~	······································		m²	

				便	所	全室あ	り							
				洗	面	全室あ	り							
				浴	室	なし								
居室	内(	の設	備 等	冷暖房	設備	全室あ	り							
				電話回	回線	全室あ	り	(電話	<b>6機設置各</b>	·自、丬	料金負担-	も各自	1	)
				テレビアン	テナ端子	全室あ	り	(テレ	ビ設置各自	、放送	契約と料金	負担-	も各目	∌ )
共	司	便	所	6 1	箇所				(		一部男女	共用		)
共	同	浴	室	個浴:	2		大浴	}槽:	0		機械浴:		2	
共	lH1	佾	<b>王</b>	併設施設。	との共用	なし	(							)
食			堂	兼用	あり	(		機	能訓練室	、多目	的スペー	-ス		)
及			- 上	併設施設。	との共用	なし	(							)
その	の他の	共用	施設	あり	( 室 ( 応 :	ントランス 兼用)、多 接室、洗濯 ー、駐車場	多目的 望場、	勺スペ-	-ス(食堂	全兼用	)、健康	管理3	室、	)
エ	レベ	- /	ター	あり	1	基								
消	防	設	備	自動火災	報知設備	: あり	火災	く 通報装	是置: あ	りス	プリンク	ラー	:	あり
緊	急 呼	出	表 置	居室:	あり	便所:	đ	51)	浴室:	一部は	あり 脱衣	室:	Ð.	51)

従業者に関する事項	N 7 00 #LZ	ナポノもと				(令	和6年7月1日現在		
は種別の従業者の人数及で ① 有料老人ホームの	,,,,		出效式能						
		対数 いてい		 常勤		常勤換算人数			
職種 実人数	専従	非専従	専従	非専従	合計		兼務状況 等		
管理者 (施設長)		1			1人	0. 7	生活相談員兼務		
生活相談員	1	2			3人	1. 3	管理者、計画作成担当 者兼務		
看護職員:直接雇用	5				5人	5. 0			
看護職員:派遣					0人	5. 0			
介護職員:直接雇用	13		6		19人	17. 6			
介護職員:派遣			1		1人	17.0			
機能訓練指導員	1				1人	1. 0			
計画作成担当者		1			1人	0.8	生活相談員兼務		
栄養士					0人		外部委託		
調理員					0人		外部委託		
事務員	1				1人	1. 0			
その他従業者			3		3人	2. 0			
当ホームの常勤の従業員が勤務すべき 時間数(所定労働時間)は、月ごとに 設定しています。									
② 1週間のうち、常	勤の従業	者が勤務す	べき時間	数	・28日の月=160時間/月 ・29日の月=160時間/月 ・30日の月=168時間/月 ・31日の月=176時間/月				

③-1 介護職員の資	格						
資格 延べ し 数	常	勤	非	常勤			
人数	専従	非専従	専従	非専従			
介護福祉士	9		2				
実務者研修	3						
介護職員初任者研修	1		5				
介護支援専門員							
たん吸引等研修 (不特定)							
たん吸引等研修 (特定)					/		
資格なし							
③-2 機能訓練指導	員の資格			•			
資格 延べ	常	勤	非常	常勤			
人数	専従	非専従	専従	非専従			
理学療法士							
作業療法士	1						
言語聴覚士							
看護師又は准看護師							
柔道整復師							
あん摩マッサージ指圧師					_		
はり師又はきゅう師							
③-3 管理者(施設	:長) の資	各			介語	養福祉士	
④ 夜勤·宿直体制							
配置職員数が最も少	ない時間幇	昔	20 時	00 分	$\sim$ 7	7 時 00	分
上記時間帯の職員配	置数		介護職員	2 人	以上	看護職員	0 人以上
⑤ 特定施設入居者生	活介護の行	<b>芷業者の人</b>	数等		1) と 厚	間じのため記刀	(省略
職種 実人数	常	勤	非常	常勤	合計	常勤換算	兼務状況
	専従	非専従	専従	非専従		人数	<b>米</b> 伤仍
生活相談員					0人		
看護職員					0人		
介護職員					0人		
機能訓練指導員					0人		
計画作成担当者					0人		
⑤-1 介護職員の資	格			3	3) — 1 <u></u>	:同じのため記	己入省略
資格 延べ	常	勤	非	常勤			
人数	専従	非専従	専従	非専従			
介護福祉士							
実務者研修							
介護職員初任者研修							
介護支援専門員							
	<u> </u>			<u> </u>			
たん吸引等研修 (不特定)							
たん吸引等研修(不特定) たん吸引等研修(特定)					/		

	⑤-2 機能	訓練指導	員の資	格				③-2と同じのため記入省略					
	資格	延べ		常勤			非常勤	J					
	具份	人数	専領	き 非	専従	専従	: 非	≡専従					
	理学療法士												
	作業療法士												
	言語聴覚士												
	看護師又は准	生看護師											
	柔道整復師												
	あん摩マッサー	-ジ指圧師											
	はり師又はき	きゅう師											
	⑤-3 看護師	職員及び	介護職	員1人	.当たり	(常茧	カ換算)	の利月	目者数		1. 9	人	
従	業者の職種別・	勤続年数	效別人数	数(本	事業所	におけ	る勤続	年数)					
	勤続	職種	看護	職員	介護	職員	生活村	目談員	機能訓絲	東指導員	計画作品	成担当者	
	年数	40八里	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	
	1年未満		3		3	2							
	1年以上3年	未満	1		3	1							

## 4 サービスの内容

10年以上

3年以上5年未満

5年以上10年未満

合計

提供するサービス								
食事の提供サー	ビス	あり ( 委託 )						
食事介助サービ	ス	あり						
入浴介助サービ	ス	あり						
排せつ介助サー	ビス	あり						
口腔衛生管理サ	ービス	あり						
居室の清掃・洗	濯サービス等家事援助サービス	あり						
相談対応サービ	ス	あり						
健康管理サービ	ス(定期的な健康診断実施)	あり						
服薬管理サービ	ス	あり						
金銭管理サービ	ス	なし						
定期的な安否 確認の方法	・各居室及び共用施設(トイレ)にナース ・職員が夜間も含み居室を適宜巡回します							
施設で対応で きる医療的ケ アの内容	看護職員の勤務時間内は、以下のケアが対在宅酸素(HOT)・ペースメーカー・経管栄えトーマ・インスリン・褥瘡・吸引・麻薬その他(相談による) ※症状によっては対応できない場合もあり	養(胃ろう・腸ろう)・尿管留置 終投与(内服薬・外用薬のみ)・						

医热	医療機関との連携・協力								
		名称	医療法人社団 杏薫会 新川すみれクリニック						
		診療科目	内科						
		所在地	東京都三鷹市新川六丁目8番10号						
		///  11. PU	ホームまでの距離:1.5km 所要時間:車で約5分						
	協力医療機関	急変時の相談	&対応   あり   事業者の求めに応じた診療   あり						
	<i>励力</i> [	協力の内容	訪問診療、健康指導、医療相談、適正な医療機関への紹介						
		費用負担	通院時の介助及び入退院時の移動の介助は、介護保険利用料または生活サポート費に含む。医療費は医療保険制度で給付される以外のものは自己負担。						
		名称	医療法人元気会 わかさクリニック三鷹						
		診療科目	内科、外科、皮膚科						
		所在地	東京都武蔵野市西久保一丁目3番10号中島ビル2階						
			ホームまでの距離: 4.24km 所要時間:車で約18分						
	協力医療機関	急変時の相談	&対応 あり 事業者の求めに応じた診療 あり <b>ままる</b>						
	別の方は水水水	協力の内容	訪問診療、健康指導、医療相談、適正な医療機関への紹介						
		費用負担	通院時の介助及び入退院時の移動の介助は、介護保険利用料または生活サポート費に含む。医療費は医療保険制度で給付される以外のものは自己負担。						
		名称	医療法人社団永研会 千歳船橋歯科						
		診療科目	歯科						
		所在地	東京都世田谷区船橋1-11-2 リシェスボヌール1階						
		77111120	ホームまでの距離: 4.99km 所要時間: 車で約20分						
	協力歯科医療機関	協力の内容	訪問診療						
		費用負担	通院時の介助は、介護保険利用料または生活サポート費に含む。医療費は医療保険制度で給付される以外のものは自己負担。						

介護保険加算サービス等				
個別機能訓練加算	なし			
夜間看護体制加算	あり(Ⅱ)			
看取り介護加算	あり(I)			
協力医療機関連携加算	あり			
認知症専門ケア加算	なし			
サービス提供体制強化加算	あり(Ⅱ)			
介護職員等処遇改善加算	あり(I)			
入居継続支援加算	なし			
テクノロジーの導入 (入居継続支援加算関係)	なし			
生活機能向上連携加算	なし			
若年性認知症入居者受入加算	あり			
ADL維持等加算	なし			
科学的介護推進体制加算	あり			
高齢者施設等感染対策向上加算	なし			
生産性向上推進体制加算	なし			
口腔・栄養スクリーニング加算	あり			
退院・退所時連携加算	あり			
退去時情報提供加算	あり			
人員配置が手厚い介護サービスの実施	なし			
短期利用特定施設入居者生活介護の算定	可			
川用者の個別的な選択によるサービス提供	あり			
軍営懇談会の開催	あり	(年	2	回予定)
入居者の人数が少ないなどのため実施しない場合の代替措置				
- 自費によるショートステイ事業	なし			

# 入居に当たっての留意事項

	年齢	原則65歳以上の方
	要介護度	自立・要介護・要支援
1 F O S /4	医療的ケア	当ホーム内で恒常的に医師の治療を受けることを必要と しない方
入居の条件 	認知症	可
	その他	・複数入居による共同生活を営むことに概ね支障がない方 ・著しい自傷他害の恐れがない方 ・入居契約書に定めることを承諾し、ニチイケアパレスの 運営方針に賛同できる方

身元引受人等の条 件、義務等	【入居契約書「身元引受人」条項より】  1. お客様は、ニチイケアパレスが承認する身元引受人を一人以上定めるものとします。  2. 前項のラ元引受人は、お客様の連帯保証人として、本契約により生ずるお客様のニチイケアパレスに対する一切の債務の履行につき、極度額として契約開始時の月額利用料の12か月分の範囲内において連帯議し、必要な場合には、管理規程に定めるところに従い、ホームと協議し、必要な場合には、お客様の身柄を引き取るものとします。  3. 身元引受人は、原則としてお客様の配偶者がなることはできないものとします。ただし、身元引受人を複数人定める場合は、そのうちの人をお客様の配偶者とすることができるものとします。  4. ホームは、お客様の生活において必要な場合には、身元引受人への連絡及び協議等に努めるものとします。  5. ホームは、お客様の生活状況、健康状況及びサービスの提供状況等を、定期的に身元引受人に対して連絡するものとします。  6. 身元引受人は、お客様が亡くなられた場合の遺体及び遺留金品並びにその他残置物の引き受けを行うおいて身元引受人をでめることを要求することができるものとします。  7. ニチイアパレスは、本複数人の身元引受人を定めた場合には、お客様はそのうちの一人を代表身元引受人と定めるものとし、ニチイケアパレスは、本契約に基づく身元引受人に対する義務を、代表身元引受人に対して履行
体験入居	利用期間 7泊8日まで 利用料金 1泊2日 11,000円(うち消費税1,000円) その他 内訳:家賃、管理費、食費(3食)、介護費
入院時の契約の取扱 い	<ol> <li>入院期間中も月額利用料のうち管理費及び家賃相当額、厨房管理費はお支払い頂きます。</li> <li>協力医療機関への入退院、通院にかかる費用はサービスに含まれます。</li> <li>入院治療に係る費用はお客様の負担になります。</li> <li>入院期間中も居室利用権は存続し、ホームの都合で居室を使用・変更することはありません。</li> </ol>
やむを得ず身体拘束 を行う場合の手続	ホーム内に設置の身体拘束廃止委員会にて、切迫性・非代替性・一時性、 実施方法(時間帯、期間等)について協議し、その検討記録を保存します。 身体拘束実施の前後においては、お客様又は身元引受人等に理由を説明 し、また、その理由及び一連の経過を記録して、お客様又は身元引受人等 に速やかにご報告いたします。また、実施後は速やかな解除に努めます。

【入居契約書「ニチイケアパレスによる契約解除」条項より】

- 1. ニチイケアパレスは、お客様が次に掲げる事項のいずれかに該当した場合には、本条第2項に定める規定に従い、本契約を解除することができるものとします。なお、原則としてニチイケアパレスは、お客様及び身元引受人と協議の場を設け、誠実に協議することにより、本契約を解除するか否かを慎重に決定するものとします。
- ① お客様による費用又は料金の支払いが、2ヶ月以上遅延し、催告にも かかわらず、これが支払われない場合
- ② お客様が正当な理由なく本契約「入居金」又は「保証金」条項に定める期日までに入居金又は保証金を支払わなかった場合
- ③ 入居に必要な書類に虚偽の記載をし、又は故意に不利益となる事実を 告知しない等の不正手段により、ニチイケアパレスとの信頼関係に支 障をきたした場合
- ④ お客様が入居中にホームで対応困難な看護行為が必要になり、かつニ チイケアパレスが関係法令に基づくホームでの人員体制では対応が困 難であると判断した場合
- ⑤ 病気治療のため病院もしくは診療所等に入院し、6ヶ月を経過しても 退院できないことが明らかな場合
- ⑥ お客様が、ホームへ所定の届出をせず、3ヶ月以上の長期にわたって ホームを離れることが明らかな場合
- ⑦ お客様又は身元引受人、返還金受取人が、法令又は本契約の条項に違反しニチイケアパレスが改善の見込みがないと判断した場合
- ⑧ お客様又は身元引受人、返還金受取人が、ニチイケアパレス、その従業者又は他のお客様の生命、身体、財産もしくは信用を傷つける恐れがあり、かつニチイケアパレスがこれを防止できないと判断した場合
- ⑨地震等の天災、関係法令の改変、その他止むを得ない事情によって 継続的なホーム運営が困難になった場合
- ⑩前各号の他、お客様又は身元引受人とニチイケアパレスとの信頼関係に 支障をきたし、その回復が困難であり、ニチイケアパレスが適切な サービスの提供を継続できないと判断した場合
- ①本契約「反社会的勢力の排除の確認」条項の各号の確約に反する事実が 判明した場合又は本契約締結後にお客様、身元引受人、返還金受取人が 反社会的勢力に該当する者となった場合
- 2. ニチイケアパレスは、前項に基づき本契約を解除するためには、次に 掲げる手続きを経るものとします。
- ①前項第①号、第②号、第②号に基づく解除は、原則として3ヶ月間の 催告期間を要するものとします。
- ②前項第③号乃至第⑥号及び第⑧号乃至第⑪号に基づく解除は、催告期間を要せず、直ちに解除することができるものとします。
- ③お客様の移転先の有無について確認し、移転先がない場合には、お客様、 そのご家族、身元引受人又は関係機関と協議し、移転先の確保について 協力するものとします。
- ④前項第④号の規定に基づく本契約の解除の場合には、前各号の手続きに加え、 医師の意見を聴くものとします。

事業者からの契約解 除

_	時介護室への移動		なし
	判断基準·手続	Τ	
	利用料金の変更	$\vdash$	
	前払金の調整	<b>†</b>	
	従前居室との仕様 の変更		
そ	の他の居室への移動	h	あり
	判断基準・手続	2. ① ②	ホームは、お客様の日常生活の維持及びホーム運営上、特に支障があり、特別な配慮が必要であると認められた場合には、お客様の居室を変更することがあるものとします。 なお、利用権の対象居室は、当初の居室から変更後の居室に変更となります。この場合、追加費用は発生しないものとします。また個室の一般居室(兼介護居室)のお客様は個室の一般居室(兼介護居室)への変更となります。転室に伴い、構造若しくは仕様の変更、又は当初の居室と比較し面積が増減することがありますが、又は当初の居室と比較し面積が増減することがありますが、入居金の償却に関する変更は無く、入居金の返金等の調整及び費用の調整は行わないものとします。ホームは、前項の居室変更の判断に際しては、次に掲げる手続きをとるものとします。 緊急止むを得ない場合を除いて一定の観察期間を設けるものとします。ホームの指定する医師の意見を聴くものとします。お客様及びその身元引受人等の同意を得るものとします。
	利用料金の変更	なり	 L
	前払金の調整	なり	L
	従前居室との仕様 の変更	あり	り(構造もしくは仕様の変更)
是	! 携ホーム等への転居	1 1	あり ニチイケアパレスが運営する全ニチイホーム
			お客様はニチイケアパレスに転居を申し出ることによりニチイケアパレスが運営する他の介護付有料老人ホームに転居することができます。原則、ニチイケアパレスから転居を申し出ることはありませんが、以下の各号に該当するような場合には、お客様に対し助言をする事があります。 ) 身元引受人等の引越し等により生活に支障をきたす場合
	判断基準・手続	(2 (3 3. 4. (1 (2	② 特定疾患があり現在入居中のホームでは通院するのに不便な場合 ③ その他、お客様の生活環境の低下を招く恐れがある場合など 本規程に基づき転居をする場合には、現在の利用権は転居先のホーム の利用権に移行します。 転居の手順について ① お客様が転居を希望される場合は、ニチイケアパレスに申し出るものとします。 ② 転居の申し出があった場合、ニチイケアパレスが転居を希望されるホームの運営状況などの理由により転居できない場合がある事をお客様は予め同意するものとします。 ③ 転居が可能である場合、ニチイケアパレスとお客様は転居先のニチイホームで改めて入居契約を締結し、以後サービス内容や入居に関する東無いは転居先ホームの入居契約に従うものとします。

		前払金の調整	転居に伴う入居金の取り扱いについては、管理規程別表区に基づくものとします。	
		従前居室との仕様 の変更	あり(構造もしくは仕様の変更)	
苦,	情太			
	窓	口の名称1	お客様相談室	
		電話番号	0120-82-6501	
		対応時間	9:00 ~ 17:00 (土・日・祝日・年末年始を除く)	
窓口の名称 2 ホーム内の窓口:担当者 ホーム長(管理者)				
電話番号 0422-70-0031				
		対応時間	9:30 ~ 17:30 ( 担当者勤務日 )	
		留意事項	※事情により即時に対応できない場合があります ※また、ホーム内に[意見箱]を設置しています。ご意見・ご要望等が ありましたら、所定用紙にご記入の上随時ご投函ください。 ※ホーム及び本社での解決が難しい場合は、次の行政機関の窓口に 相談することができます。	
	窓	口の名称3	東京都国民健康保険団体連合会 介護相談窓口	
		電話番号	03-6238-0177 (苦情専用)	
		対応時間	9:00 ~ 17:00 (土・日・祝日・年末年始を除く)	
	窓	口の名称4	三鷹市 高齢者支援室	
		電話番号	0422-45-1151	
		対応時間	9:00 ~ 17:00 (土・日・祝日・年末年始を除く)	
賠	償責	賃任保険の加入	あり 保険の名称: あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	
利	用者	音等の意見を把握する	る体制、第三者による評価の実施状況等	
	ア	ンケート調査、意見	箱等利用者の意見等を把握する取組 あり	
	東	京都福祉サービス第	三者評価の実施なしは黒の公表なし	
	そ	の他機関による第三	者評価の実施 なし 結果の公表 なし	

# 5 入居者 (令和6年7月1日現在)

介	護度別・年齢別入居者数	平	均年齢:	87. 9	歳	入居者数	合計:	54 人	
	年齢 介護度	自立	要支援1	要支援2	要介護1	要介護 2	要介護3	要介護4	要介護 5
	65歳未満	0	0	0	0	0	0	0	0
	65歳以上75歳未満	0	0	0	0	0	0	0	0
	75歳以上85歳未満	1	3	1	1	1		11	3
	85歳以上	1	2	4	10	6	7	1	2
	合計	2	5	5	11	7	7	12	5
入	居継続期間別入居者数								
	入居期間	6月未	満 6月以 1年未					上	合計
	入居者数		5	10	24	10	3	2	54
男	女別入居者数	男性:	-	12 人	女性:		42 人		
入	入居率(一時的に不在となっている者を含む。) 83 % (定員に対する入居者数)								

#### 直近1年間に退去した者の人数と理由

理由	人数	理由	人数
自宅・家族同居	2	その他の福祉施設・高齢者住 宅等へ転居	0
介護老人福祉施設(特別養護 老人ホーム)へ転居	0	医療機関への入院	0
介護老人保健施設へ転居	0	死亡	12
介護療養型医療施設へ転居	0	その他	0
他の有料老人ホームへ転居	2	退去者数合計	16

#### 6 利用料金

入	居準備費用	なし	円
	明内 細訳		
	支払日・支払方	法	
	解約時の返還		
敷	金	あり	(料金プランが月払いプランの場合のみお預かりいたします。)
	金額		500,000 円 ※退去時に滞納家賃及び居室の原状回復費用を除き全額返還する。

#### 家賃及びサービスの対価

				(内訳)					
	プランの名称	前払金月額利用料		家賃	管理費	介護費用	食費	光熱水費	
	月払いプラン	0	380, 900円	250, 000	55, 000	(88, 000)	75, 900	0	
	標準プラン(75歳以上の方)	6, 900, 000	215, 900円	85, 000	55, 000	(88, 000)	75, 900	0	
,	標準プラン(74歳の方)	8, 280, 000	215, 900円	85, 000	55, 000	(88, 000)	75, 900	0	
個室	標準プラン(73歳の方)	9, 660, 000	215, 900円	85, 000	55, 000	(88, 000)	75, 900	0	
	標準プラン(72歳の方)	11, 040, 000	215, 900円	85, 000	55, 000	(88, 000)	75, 900	0	
	標準プラン(71歳の方)	12, 420, 000	215, 900円	85, 000	55, 000	(88, 000)	75, 900	0	
	標準プラン(70歳の方)	13, 800, 000	215, 900円	85, 000	55, 000	(88, 000)	75, 900	0	
短期	利用特定施設入居者生活介護	- 1	下記参照	_	_	_	_	_	

月額単価 ( 80,500 円) ×想定居住期間 ( 60か月 ) + 2,070,000円により算出 ※標準プラン (個室・75歳以上の場合)

#### <入居金の計算例>【標準プランの方(個室・75歳以上)】

6,900,000円 = 80,500円※1 × 60ヶ月※2+ 2,070,000円※3

- ※1 1ヶ月分の前払家賃相当額(初回月のみ-円)
- ※2 想定居住期間
- ※3 想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えてお客様より受領する額

#### 入居金=

1ヶ月分の前払家賃相当額(円)× 想定居住期間(月数)+ 想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて受領する額(入居金30%の額)

1ヶ月の家賃相当額のうち、一部を入居金としてお支払いいただく額となります。

#### ■1ヶ月分の前払家賃相当額(各年齢共通)

前払金

80, 500円	(初回月のみ	-円)
2	30, 500円	80,500円 (初回月のみ

		(月額単個	西の説明)							
		1ヶ月分の	)前払い家賃相当額	Į						
		(想定居住	<b></b> 期間の説明)							
		での退去率		継続率が概ね50€			後の各年経過時点 契約開始日時年齢帯			
各料金の内訳		◎71歳・ ◎72歳・ ◎73歳・ ◎74歳・ ◎75歳ょ	・・・・ 120ヶ月 ・・・・ 108ヶ月 ・・・・ 96ヶ月 ・・・・ 84ヶ月 ・・・・ 72ヶ月 以上・・・ 60ヶ月 最未満の方はご相談	l (9年) l (8年) l (7年) l (6年) l (5年)						
! 明		(想定居住	E期間を超えて契約	的が継続する場	合に備えてお客様	より受領する額	(の説明)			
細細		入居者のク	、居時の年齢、性別	リ、入居・退去	データにより、入	居金の30%と定め	めています。			
	家賃	【月払いる	プラン】 250,000	ル】 85,000円(非課税) ・ン】 250,000円(非課税) の賃貸住宅の価格を基に、当ホームの面積・定員・初期投資等を考慮して算定して						
	管理費		55,000円(非課稅 管理費、共用部修紹		ス、水道、下水、	環境衛生費等				
	介護費用	自立(介語	∜―ト費(自立の方 養保険給付対象外) ≧において「非該当	のお客様のみ	にかかる費用です。 認定されたお客様	。入居後、介護 にもご負担いた	保険の要介護又は だきます。 負担額は含まない。			
		朝食	319 円・昼食	484 円・	夕食 407		昼食に含む) 円			
		1日当たり	1, 210	円 × 30 E	で積算					
		食費	食 費 75,900 円 (うち消費税等6,900円)							
		※当施設では食事サービス費については全て軽減税率の対象外となります。								
	食費	(食費内部		m	<i>+</i> ~ 1°					
	及貝	食材費    厨房管理選	36, 300 E営費 39, 600		など など					
			E占員 00,000 Fャンセルする場合	· -	_					
		3日前まで	にお申し出いただ	ければ、欠食問	まには一食あたり次	マのとおり返金し	<b>いたします</b> 。			
			円(うち消費税等 円(うち消費税等		484円(うち消費	税等44円)				
	光熱水費	なし(管理	里費に含む)							
							単位:円			
			3 문소			(内訳)				
	プランの	)名称	入居金 (前払金)	1日の利用料	居住費 (非課税)	介護費用	食費 光熱水費			
	短期和	川用	0	5, 530	3, 000	0	2, 530 0			
	留意事	事項	・最大30日までの利・介護保険要介護認・介護保険のサービ・費用の詳細、支払	なない。 ないまではない。 なれまでは、		₹Ⅷ「費用一覧表」	」のとおり			

前払金の取扱い	<b>竹払金の取扱い</b>				
支払日・ 支払方法	入居に際して、お客様は入居契約書に定める入居金(老人福祉法第29条第6項で有料老人ホームの設置者による受領が禁じられている「権利金その他の金品」には該当しません。)を、契約締結日の翌日を起算日とし、7日以内にニチイケアパレスに支払うものとします。但し、契約開始日が契約締結日の翌日を起算日として7日以内に到来する場合には、契約開始日までにニチイケアパレスに対して支払うものとします。				
償却開始日	契約開始日				
返還対象とし	あり 2,070,000円~4,140,000円 ※契約開始時年齢により異なります。				
ない額	位置づけ				
契約終了時の 返還金の算定 方式	想定居住期間の前払家賃相当額(入居金70%の額)は、入居日の翌日から起算して3ヶ月経過後、想定居住期間満了日までに契約が終了した場合には、次のイ又は口により算出した額を返還するものとします。なお、以下において、契約終了日の属する月を「契約終了月」とします。				
短期解約(死 亡退去含む) の返還金の算 定方式	期間:3か月 起算日:入居した日  【標準プランの場合】 返還する入居金の額= (受領済みの入居金全額) - (日割家賃※1 × 契約開始日から起算して契約終了日までの日数※2) ※1 日割家賃=1ヶ月分の前払家賃相当額 ÷ 30(1円未満の端数切捨て) ※2 契約終了日より居室明渡し日が遅い場合は居室明渡し日までの日数  【標準プラン各居室の日割家賃の額(各年齢共通)】  個室 標準プラン 2,683円				
返還期限	契約終了日から 原則 90 日以内				
保全措置	あり 保全先: みずほ信託銀行株式会社				
その他留意事 項	入居金の保全については、みずほ信託銀行株式会社と「前払金分別信託契約」を交 わし保全しています。				

月	額利用料の取扱い	1
	支払日・支払方法	(1)支払時期 月額利用料等の支払い時期については、次のとおりとします。 ① 家賃・管理費・食費 当月分について前月27日までにお支払いいただきます。 但し、入居を開始した月及びその翌月の家賃・管理費・食費については ニチイケアパレスが別途指定した日までにお支払いいただきます。 ② 生活サポート費 ・自立(介護保険給付対象外)のお客様のみにかかる費用です。 ・入居後、介護保険の要介護又は要支援認定において「非該当」(自立)と認定されたお客様にもご負担いただきます。 ・「介護サービス等の一覧表」に基づくサービスを提供するための人件費。 ・当月分について翌々月27日までにお支払いいただきます。 ③ 介護保険給付対象外費用 当月分について翌々月27日までにお支払いいただきます。 ④ ニチイケアパレスが立替えた実費等(医療費等含む)の精算 当月分について翌々月27日までにお支払いいただきます。 但し、手続き等により遅れて請求になる場合があります。 (2)支払い方法 ① 支払い方法 ① 支払いは、お客様があらかじめ指定した口座から自動引き落としといたします。 ② 引き落とし日は、毎月27日(該当日が銀行休業の場合は翌営業日)とします。
	その他留意事項	(1)食費の返金 欠食された分の食費(食材費)は、翌々月(例:1月の食事を欠食した場合は3月)に引き落とし口座へ返金いたします。 (2)請求書及び領収書の送付 当月お支払いいただく費用の請求書及び前月引き落としが完了した費用の 領収書を、毎月15日に発行し、翌営業日に発送いたします。

介護保険サービスの自己負担額 ※要介護度に応じて利用料の1割(一定以上所得の場合2~3割)を負担する。 (1) 介護保険サービス費(介護費) ※1ヶ月30日利用の場合 ○基本分 令和6年6月1日現在 要介護 • 要支援認定 単位数 介護費 1割負担分 2割負担分 3割負担分 11,727円 要支援 1 183単位/日 58,633円 5,864円 17,590円 30,086円 要支援2 313単位/日 100,285円 10,029円 20,057円 52,097円 要介護1 542単位/日 173,656円 17,366円 34,732円 609単位/日 要介護2 195,123円 19,513円 39,025円 58,537円 要介護3 679単位/日 217,551円 21,756円 43,511円 65,266円 要介護4 238,377円 71,514円 744単位/日 23,838円 47,676円 要介護5 813単位/日 260,485円 26,049円 52,097円 78,146円 ※要介護1~5のみ適用 加算分 要介護・要支援認定 単位数 介護費 1割負担分 2割負担分 3割負担分 夜間看護体制加算※ (I) 18単位/日 5,767円 577円 1,154円 1,731円 2,883円 289円 9単位/日 577円 865円 個別機能訓練加算 12単位/日 3,844円 385円 769円 1,154円 (I) 20単位/月 43円 213円 22円 64円 協力医療機関連携加算 協力医療機関が要件を満たす場合 100単位/月 1.068円 107円 214円 321円 上記以外の場合 40単位/月 427円 43円 86円 129円 退院·退所時連携加算※ 1,923円 30単位/日 9,612円 962円 2,884円 退去時情報提供加算 250単位/回 2,670円 267円 534円 801円 入居継続支援加算※ 36単位/日 (I) 11,534円 1, 154円 2,307円 3,461円 705円 22単位/日 7,048円 1,410円 2,115円 生活機能向上連携加算 (I) 100単位/月 1,068円 107円 214円 321円 200単位/月 2,136円 428円 214円 641円 (II)40単位/月 科学的介護推進体制加算 427円 43円 86円 129円 ADL維持等加算※ (I) 30単位/月 320円 32円 64円 96円 60単位/月 640円 128円 192円 ( [[ ) 64円 若年性認知症入居者受入加算 7,690円 120単位/日 38,448円 3,845円 11,535円 口腔・栄養スクリーニング加算 22円 20単位/回 213円 43円 64円 サービス提供体制強化加算 (I) 22単位/日 7,048円 705円 1,410円 2,115円 (II)18単位/日 5,767円 577円 1,154円 1,731円 (Ⅲ) 6単位/日 1,922円 193円 385円 577円 認知症専門ケア加算 (I) 3単位/日 961円 97円 193円 289円 4単位/日 257円 (II) 1,281円 129円 385円 看取り介護加算(I)※ 注) 注) 1日あたりの額 72単位/日 768円 77円 154円 231円 a 死亡日以前45~31日 144単位/日 154円 308円 462円 b 死亡日以前4~30日 1,537円 c 死亡日の前日と前々日 680単位/日 7,262円 727円 1,453円 2,179円 <u>4, 1</u>01円 d 死亡日 1280単位/日 13,670円 1,367円 2,734円 看取り介護加算(Ⅱ)※ 注) 注) 1日あたりの額 a 死亡日以前45~31日 572単位/日 6,108円 611円 1,222円 1,833円 b 死亡日以前4~30日 644単位/日 6,877円 688円 1,376円 2,064円 c 死亡日の前日と前々日 1180単位/日 12,602円 1,261円 2,521円 3,781円 1780単位/日 3,802円 5,703円 d 死亡日 19,010円 1,901円

生産性向上推進体制加算						
	(I)	100単位/月	1,068円	107円	214円	321円
	(	10単位/月	106円	11円	22円	32円
高齢者施設等感染対策向上連	携加算					
	(I)	10単位/月	106円	11円	22円	32円
	(	5単位/月	53円	6円	11円	16円
新興感染症等施設療養費					注)	1日あたりの額
		240単位/日	2,563円	257円	513円	769円
介護職員等処遇改善加算						
	(I)			月間所定	単位数に12.8%	を乗じた単位数
	(			月間所定	単位数に12.2%	を乗じた単位数

- ・ 当ホームの介護保険サービス費(介護費)は、1単位=10.68円(3級地)です。
- ・ 介護費は、(介護費の単位)×(1単位の単価)×(利用日数)で求め、小数点以下切り捨て。
- ・ 続いて法定代理受領相当分を、1割負担分の場合は介護費の9割、2割負担分の場合は介護費の 8割、3割負担分の場合は介護費の7割でそれぞれ求め、小数点以下切り捨て。
- 1割、2割又は3割負担分の額は、介護費から上記により求めたそれぞれの法定代理受領相当分を差し引いた額となります。
- ・ 実際の介護費は、実際のご利用日数、加算分の適用内容に応じて決定します。
- ・加算分については、施設が基準・要件を満たしていない場合は適用になりません。
- ・ 償還払いの場合には、法定代理受領相当分に関して、ご自身で市区町村への手続きが 必要です。
- 消費税は非課税です。
- ※負担割合については、市区町村から交付される「介護保険負担割合証」に準じます。
  - (2) 生活サポート費 1人当たり 88,000円(うち消費税等8,000円)
  - ※自立(介護保険給付対象外)のお客様のみにかかる費用です。入居後、介護保険の要介 護又は要支援認定において「非該当」(自立)と認定されたお客様にもご負担いただき ます。

利用者の個別的な選択による生活支援サービス利用料

一部有料 (サービスごとの料金は一覧表のとおり)

#### 料金改定の手続

入居契約書「費用等の改定」条項に基づき、ホームが所在する地域の自治体が発表する消費者物価 指数及び、人件費等、関連法令等の改正及び運営懇談会の意見を勘案するものとします。

#### 【料金プランの一例】

最も一般的・標準的なプランについて記入すること。

プランの名称		標準プラン	
_			単位:円
入居準備費用	敷金	前払金	月額利用料
0	0	6, 900, 000	215, 900
※利用者の個別的な選択	による生活支援サービス	利用料及び介護保険サービスの自	己負担額は含まない。

#### 7 入居希望者等への事前の情報開示

入居契約書の雛形	入居希望者に交付	財務諸表の要旨	公開していない
管 理 規 程	入居希望者に交付	財務諸表の原本	公開していない
事業収支計画書	公開していない	その他開示情報	なし

添付書類: 介護サービス等の一覧表

東京都有料老人ホーム設置運営指導指針との適合表

重要事項説明書及び一覧表・適合表の各項目に ついて説明を受け、理解しました。										
_	年	月	日							
署名										

説明年月日			
	年	月	日
説明者職・F	<b></b>		
職			
署名			

### 東京都有料老人ホーム設置運営指導指針との適合表

	指針項目		該	ぎ当に			備考
安	定的・継続的な居住の確保のための項目						
1	有料老人ホーム事業の継続を制限する恐れのある抵 当権が設定されていないか。	適合				不適合	
2	借地・借家の場合、入居者の居住の継続を確実なものとするため、指針4(3)から(5)までに定めるすべての要件を満たしているか。	適合	•	不適合		非該当	
緊	急時の安全確保のための項目						
3	有料老人ホーム(児童福祉施設等)の建物として建築 基準法第7条第5項に規定する検査済証が交付されて いるか。	合		•		不適合	
4	耐火建築物又は準耐火建築物であるか。	適合		•		不適合	
5	各居室・各トイレ・浴室・脱衣室のすべてにナースコール等緊急呼出装置を設置しているか。	適合		•		〇不適合	浴室・脱衣室の一部に設置なし。 緊急呼出装置の設置のない浴室の使用時には 必ず介護職員が見守り、介助等を行います。
6	【収容人員(従業員含む。)10人以上の施設】 消防署に届け出た消防計画に基づき避難訓練を実施 しているか。	適合		不適合	•	非該当	
7	消防法施行令に定める消防用設備(スプリンクラー設備等)を設置し、消防機関の検査を受けているか。	適合		•		不適合	
ᅐ	居者の尊厳を守り、心身の健康を保持するための項目						
8	各居室は界壁により区分されているか。	適合		•		不適合	
9	各居室の入居者1人当たりの面積は壁芯13㎡以上であるか。	適合		•		不適合	
10	すべての居室の定員が1人又は2人(配偶者及び3親 等以内の親族を対象)であるか。	適合				不適合	
11	入居時及び定期的に健康診断を受ける機会を提供しているか。	適合				不適合	
12	緊急時にやむを得ず身体拘束等を行う場合は、記録 を作成することが決められているか。	適合				不適合	
入	居者の財産を保全するための項目						
13	前払金について、規定された保全措置を講じているか。	適合	•	不適合		非該当	保全先:みずほ信託銀行株式会社
14	前払金について、全額を返還対象としているか。 (初期償却0の場合のみ「適」とする。)	適合	•	〇不適合		該	初期償却率:30%(一時金方式の場合) 初期償却0の支払い方式(月払い方式)もご用意 しています。お客様は、ご希望の支払い方式を選 択できます。
15	入居した日から3か月以内の契約解除(死亡退去含む)の場合については、既受領の前払金の全額(実費を除く。)を利用者に返還することが定められているか。	適合	•	不適合		非該当	

- ※ 開設日前にあっては見込みで記入し、実際の状況については備考欄に記入すること。※ 不適合の項目については、その具体的な状況、指針適合に向け検討している内容及び改善の期限を原則として明記し、代替措置がある場合はその内容についても記入すること。

# 介護サービス等の一覧表

	自立		要支持	<b>爰1・2</b>	要介記	€1∼5	
介護を行う場所	一般居室(氵	兼介護居室)	一般居室(氵	東介護居室)	一般居室(氵	兼介護居室)	
	生活サ ポート費 に含む サービス	その都度 徴収する サービス	介護保険 サー(介護 費) にに サービ ス	その都度 徴収する サービス	介護保険 サービス 費 (介に 費) サービス	その都度 徴収する サービス	備考
<介護サービス>							
○巡回							
昼間 9:00~ 18:00	適宜対応	—	適宜対応	—	適宜対応	—	
夜間 18:00~翌9:00	適宜対応	—	適宜対応	—	適宜対応	—	
○食事介助	_	—	適宜対応	—	適宜対応	—	
○排泄介助	_	—	適宜対応	—	適宜対応	—	
○おむつ交換	_	_	適宜対応	_	適宜対応	—	
〇おむつ代	_	実費	_	実費	_	実費	
○入浴							
• 一般浴介助、特浴介助	_	—	週2回	—	週2回	—	
• 清拭	_	_	適宜対応	_	適宜対応	—	
○身辺介助							
• 体位交換	_	—	適宜対応	—	適宜対応	—	
・居室からの移動	_	—	適宜対応	—	適宜対応	—	
・衣類の着脱	_	—	適宜対応	—	適宜対応	—	
・身だしなみ介助	_	—	適宜対応	—	適宜対応	—	
○機能訓練 (生活リハビリ)	適宜対応	—	適宜対応	—	適宜対応	—	
○通院時の介助							
• 協力医療機関等	適宜対応	—	適宜対応	—	適宜対応	—	注1
・協力医療機関等 以外	—	別途費用 負担		別途費用 負担	—	別途費用 負担	注2 注3
○緊急時対応							
・ナースコール	24時間対応	—	24時間対応	—	24時間対応	_	
• 受診	適宜対応	—	適宜対応	—	適宜対応	—	
<生活サービス>							
○清掃	週2回	—	週2回	—	週2回	—	
○シーツ交換	週1回	—	週1回	—	週1回	—	
○洗濯	週2回	—	週2回	—	週2回		
○居室配膳・下膳	適宜対応	—	適宜対応	—	適宜対応	—	
○理美容	_	実費	_	実費	_	実費	
○買物代行	週1回	—	週1回	—	週1回	—	注4
○介護保険関連の 手続き援助	_	_	適宜対応	_	適宜対応	—	

	自	<u> </u>	要支持	爰1・2	要介記	€1∼5	
	生活サ ポート費 に含む サービス	その都度 徴収する サービス	介護保険 サービス 費) サービス カービス	その都度 徴収する サービス	介護保険 サービス サー () に サービ ス	その都度 徴収する サービス	備考
<健康管理サービス>							
○健康相談	適宜対応	—	適宜対応	—	適宜対応	—	
○定期健康診断 (基本検診項目)		年2回 実費		年2回 実費	—	年2回 実費	
○健康診断 (基本検診項目以外)	_	実費	_	実費	_	実費	
○生活指導	適宜対応	—	適宜対応	—	適宜対応	—	
○医師の訪問診療	_	月 2 回 実費	_	月2回 実費	_	月2回 実費	
○医師の往診		実費	_	実費	_	実費	
• 救急時対応	_	実費	_	実費	_	実費	注5
○外来受診	_	実費	_	実費	_	実費	
< 入退院時、 入院中のサービス > ○ 入退院時の移動の介助							
• 協力医療機関等	適宜対応	—	適宜対応	—	適宜対応	_	注1
・協力医療機関等 以外	_	別途費用 負担		別途費用 負担	_	別途費用 負担	注2 注3
○医療費	_	実費	_	実費	_	実費	
○入院中の洗濯物交換	適宜対応	—	適宜対応	—	適宜対応	_	注6
<その他サービス>		. I. da s		o London S		. I . <del>. l .</del> .	
○レクリエーション	適宜対応	内容によ り実費	適宜対応	内容によ り実費	適宜対応	内容によ り実費	
○福祉用具	_	—	適宜対応	内容によ り実費	適宜対応	内容によ り実費	注7

- ※ 自立の方を除き、実際のサービスの内容・頻度・回数は、特定施設サービス計画書(ケア プラン)に基づき提供いたします。
- ※ 上記以外のサービスにつきましては、別途相談とさせていただきます。 実施する場合は、実費又は30分毎に1,650円(うち消費税等150円)あるいはその両方の 費用がかかります。
- 注1) 協力医療機関への通院及び協力医療機関の指示に基づく通院・入退院時の送迎介助 は、 「介護保険サービス費(介護費)に含むサービス」となり、別途の費用負担は発生しません。
- 注2) 協力医療機関等以外の医療機関への通院及び入退院時の送迎介助は、30分毎に1,650円 (うち消費税等150円) とタクシー代・駐車場代等の実費をご負担いただきます。 ただし、車両の使用状況や職員の配置状況により、対応できない場合があります。
- 注3) 「介助」に該当しない運転手のみの送迎サービス (病院、買い物、駅等への送迎) は行って おりません。ご家族で送迎していただくか、公共交通機関・タクシー等をご利用ください。
- 注4) 買い物代行サービスは週に1回、ホームが指定した店舗の取扱商品に限らせていただきます。
- 注5) 急に身体の具合が悪くなった場合は、職員が的確かつ迅速に対応に当たります。 また、状況により医師と連絡をとり協力医療機関等での救急治療あるいは救急入院ができる ように対応いたします。
- 注6) 衣類(洗濯物)交換、おむつ等備品お届けなど
- 注7) 介護上必要な、標準仕様の車いす・杖・歩行器・エアーマット等についてはホームで準備 させていただきます。特別な希望による福祉用具はお客様の実費負担になります。